

医学部学舎駐輪場における自転車登録制（有料）に関するQ & A

Q1. どうして自転車登録制を導入するのですか？

→医学部学舎駐輪場においては、平成20年3月より仮登録制（無料）を導入し、駐輪場の円滑な利用を進めてまいりましたが、駐輪場利用に関する明確なルールがなかったことから、マナーの悪化や管理上の支障が生じていました。

今回の自転車登録制の実施（平成25年7月1日スタート）により、所有者を明確にし、年々増加する放置自転車を抑制することを目的としています。

Q2. 今回の自転車登録制は何に基づいて実施されますか？

→「大阪市立大学医学部学舎駐輪場利用要綱」に基づいて実施されます。

Q3. 学生の登録方法はどのようなものでしょうか？

→医学部学舎1階ロビーに設置されている「証明書自動発行機」にて**自転車登録用**在学証明書（25年度1通500円、26年度以降1通1,000円）を購入し、その証明書を持参のうえ、医学部学舎地下1階警備・防災センターにお越しください。証明書と引き換えに登録証（シール）をお渡ししますので、自転車に貼ってください。

Q4. 証明書自動発行機に対応していない学生（科目等履修生等）の登録方法はどのようなものでしょうか？

→医学部学舎自転車登録申請書を記入していただき、登録料（25年度1通500円、26年度以降1通1,000円）ご持参のうえ、医学部学舎地下1階警備・防災センターにお越しください。申請書と引き換えに登録証（シール）をお渡ししますので自転車に貼ってください。

なお、登録料はできるだけお釣りのないようにご用意ください。

Q5. 杉本キャンパス所属の学生が、医学部学舎駐輪場に駐輪する場合、登録の必要はありますか？

→医学部構内に乗り入れ、駐輪する場合は登録が必要です。Q3 回答の手続きを行ってください。証明書自動発行機に対応していない学生（科目等履修生等）の場合は、Q4 回答の手続きを行ってください。

Q6. 未登録かどうかはどうやって識別しますか？また、未登録自転車への対応はどのようにするのですか？

→登録証（シール）の有無で識別します。登録者にはシールを発行しますので、自転車の後方の見やすい部分に貼っていただきます。

未登録自転車については、警告札を貼付し、一定期間経過後に1か所に集めてチェーン等で施錠します。

Q7. 登録証（シール）が盗難にあったり、自転車を買替えた場合の再発行はできますか？

→盗難にあった場合、再発行が可能です。医学部学舎地下1階警備・防災センターまでお越しください。無料で再発行します。自転車を買替えた場合、シールをはがして新しい自転車に貼り付けていただければそのまま使用可能です。

Q8. 有料ということですが、集めた登録料はどのように使われますか？

→駐輪場の環境整備にかかる経費に充当します。

Q9. 自転車を管理するのですか？

→登録料は環境整備にかかる費用を負担していただくもので常駐管理は行いません。ただし、乱雑に置かれた自転車を整理整頓するために定期的に巡回して自転車整理を行っております。なお、構内における盗難、トラブルについて法人は一切責任を負いません。

Q10. 1日、短期間の利用はできないですか？

→「大阪市立大学医学部学舎駐輪場利用要綱第8条」に定める緊急時の場合は、一時利用ができます。一時利用が必要な場合は、医学部学舎地下1階警備・防災センターに設置する一時利用簿に必要な事項を記入のうえ、一時利用専用駐輪場に駐輪してください。なお、理由によっては一時利用が認められない場合があります。

Q11. 卒業生で、クラブサークルへの訪問をする場合はどうしたらいいですか？

→在学生・教職員しか登録できませんので、公共交通機関での来訪をお願いします。

Q12. 大学関係者以外は自転車で来ることができないのですか？

→公共交通機関をご利用ください。

Q13. 教職員の登録方法はどのような方がいいですか？

→医学部学舎自転車登録申請書を記入のうえ、医学部学舎地下1階警備・防災センターにお越しください。自転車の通勤認定がされている方のみ（医員、TA等除く）登録ができます。通勤認定がなされているかどうかのチェックを防災センターにて行います。また、登録料1,000円(25年度のみ500円)が必要です。なお、登録料はできるだけお釣りのないようにご用意ください。

Q14. 教職員で、自転車での通勤が認定されていない人は乗り入れられないのですか？

→はい。乗り入れることはできません。教職員が医学部学舎駐輪場に駐輪する場合は、自転車の通勤認定がされていることが条件です。ただし、医員・TAの交通費が出ない方、非常勤講師（無給）や登録医など無給の方については、通勤認定自体がありませんので、通勤認定なし

で登録ができます。ただし、虚偽申請等の違反があった場合は、厳しく対応させていただきます。

Q15. 委託職員なのですが、登録はできるのでしょうか？

→はい。登録できます。医学部学舎自転車登録申請書を記入のうえ、医学部学舎地下1階警備・防災センターにお越しください。なお、登録料500円(26年度以降は1,000円)が必要です。

Q16. 市大の外に不法駐輪が増えて近隣住民に迷惑をかけることになりませんか？

→地域とのつながりを大切にしてきた大阪市立大学にとって、不法に駐輪し近隣に迷惑をかけることは、悲しいことです。市大生のモラルを信じます。不法駐輪は絶対にしないでください。

Q17. バイク・原付での通学・通勤は禁止なのでしょうか？

→学生のバイク・原付での通学は、「大阪市立大学 Campus Life-学生生活ガイド-」で原則禁止されています。また、教職員の通勤についても、バイク・原付での通勤認定はなされておらず、認められておりません。

Q18. 深夜のオンコール対応など、公共交通機関が利用できない状況でもバイク・原付使用ができないのでしょうか？

→「大阪市立大学医学部学舎駐輪場利用要綱第8条」に定める緊急時の場合は、一時利用ができます。一時利用が必要な場合は、医学部学舎地下1階警備・防災センターに設置する一時利用簿に必要事項を記入のうえ、一時利用専用駐輪場に駐輪してください。なお、理由によっては一時利用が認められない場合があります。

Q19. 病院の駐輪場も有料になるのでしょうか？

→病院の駐輪場は今までどおり、無料です。ただし、患者・患者家族など病院利用者の方のみの利用とさせていただきますので、学生・教職員・委託職員等の方は絶対に駐輪しないでください。

Q20. 病院の駐輪場が一杯になった場合はどこに駐輪すればよいですか？

→医学部学舎1階駐輪場に、一部患者様駐輪スペースを常設しておりますのでそこに駐輪してください。また、バイク・原付で来院される病院利用者の方についても、そこに駐輪してください。

Q21. 1人で自転車を2台(晴れ用、雨用など)使い分けているのですが、登録はできますか？

→原則1人1台ですが、天気によって使い分けているなどやむをえない場合は2台登録することができます。ただし、登録料は2台分かかります。

Q22. 納品等で一時利用する業者ですが、自転車・バイクはどこに置けばよいですか？

→医学部学舎1階の病院利用者専用スペースをご利用ください。

Q23. 学舎地下1階が満車の場合はどこにとめればよいですか？

→学舎1階、もしくは動物実験施設棟裏（屋根付き）に駐輪してください。

Q24. 杉本キャンパスの自転車登録をしている場合、阿倍野では未登録でも駐輪可能ですか？

→杉本、阿倍野で別々の運用となりますので、両キャンパスに自転車を置かれる場合は、それぞれで登録が必要となります。（阿倍野の駐輪証がなければ、阿倍野には置けない。杉本の駐輪証は阿倍野とは別デザインです。）